

印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会規約第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）に置く事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
（所掌事項）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の運営管理に関すること。
- (2) 印西市、白井市及び栄町の連絡調整に関すること。
- (3) 協議会の事務に係る資料の作成に関すること。
- (4) 協議会の会議に関すること。
- (5) 協議会の庶務に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 事務局は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 印西地区消防組合職員 2 人
- (2) 栄町消防本部職員 1 人

2 印西地区消防組合職員のうち 1 人を事務局長とする。

（事務局の運営）

第 4 条 事務局長は、事務局を代表し、事務を総理する。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 月 日から施行する。